

3. 団体加入者ヲ職首セザレバ
4. 同志會ヲ認ムルコト
5. 重役ノ直接 支工人 支給...

2. 復職ノ際、職首者ヲ出サレバ
4. 會社ニ從前通り別ニ認ムル
5. 撤回
6. 持主全部上解雇ノ場合、解雇ヲ及退職手当ノ支給ニ付元俸...
7. 持主全部ヲ放棄ノ可成字ノ...
8. 持主全部ノ区カセバ...

以上

要 求 案 10.8.15.
三田土ヨリ製造生命會社

1. 左記退職手当算案ヲ承認スルヲ
- A. 男女従業員ニ付退職ノ場合、會社社職工扶助規定ノ外、以下者情、他給付スルヲ
- 但シ、左記ノ理由ニ由リ退職ノ場合限リ
1. 業務上ノ傷病ヲ受ケ、若シ、疾病ニ罹リ居候ニ堪ムル人認ムル場合、
2. 老衰職ニ堪ムル人認ムル場合、
3. 女性ニ付之ル場合、

解 決 案 10.8.16.

1. 退職手当規定ノ通り
1. 勤続55年以上ノ従業員ニ付、本社ノ傷病規定、又ハ指定區ノ診療ニ依リ、難治性疾患ニ罹リ、人認ムル退職手当者ニ
- 勤続55年未滿者ノ年々ニ25日分
- “ 55年以上 ” 30日分
- II. 滿55年以上ニ付、60才ヲ超ハ、本社ノ老衰職ニ堪ムル人認ムル退職手当者ニ
- 勤続105年未滿、15年毎ニ20日分